

米国内でなされた発明を米国外で最初に特許出願するために  
foreign filing license の事前取得だけに留意すれば十分か？

2016年04月25日

特許業務法人

**HARAKENZO**  
WORLD PATENT & TRADEMARK

## 1. はじめに

米国内でなされた発明は、基本的には、米国出願をファイルする前に、米国外の国に出願したり、PCTに基づく国際出願をファイルしたりすることは認められません。米国外の国で特許出願するためには、事前に“foreign filing license”を USPTO から取得しておく必要があります（MPEP 140 Foreign Filing Licenses 参照）。なお、米国出願から6ヶ月を経過した後、Secrecy Order が発せられない限り、許可なく外国へ出願することができます。

上記の“foreign filing license”は、日々のプラクティスにおいて一般的にそれほど注意する必要はありません。米国内でなされた発明に関しファイルされた米国特許出願は、“foreign filing license”を求める petition を予め含むものとされ、filing receipt に許可が認められたことが記載されます。

しかしながら、“foreign filing license”を取得せずに、米国内でなされた発明に関し米国出願をファイルする前に、外国に最初に出願したり、PCT に基づく国際出願をファイルした場合や、“foreign filing license”を取得する前に、特許出願に関連する技術情報／データ等を輸出した場合、出願人は、深刻な事態に直面することがあります。

“foreign filing license”を取得する場合、及び、特許出願に関連する技術情報／データ等を輸出する場合、それぞれ留意すべき事項等について、以下に説明します。

**【全5頁】**

本件記事に関し、後続するさらなる詳細情報の知得をご希望されるお客様は、下記の担当者までご連絡くださいますよう、お願い申し上げます。  
ご不明点・ご質問等がございましたら、遠慮なくお問い合わせ下さい。

**【連絡先】** 特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK

外国専門部長 : 岡部 泰隆 (大阪本部在籍)  
外国専門部長補佐 : 新井 孝政 (大阪本部在籍)  
TEL : 06 - 6351 - 4384 (代表)  
E-Mail : iplaw-osk@harakenzo.com

**【免責事項】**

当事務所は、本資料のコンテンツの正確性に努めておりますが、これを保証するものではありません。  
当事務所は、本資料のご利用により生じた損害・損失について、一切の法的責任を負いません。

**【無断複製・転載禁止】**

当サイトの掲載物は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。  
特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK, All rights reserved.